

平成27年度第3回私立学校審議会議事録

1 日時 平成28年3月10日(木) 午後1時30～午後2時45分

2 場所 山梨県庁防災新館403会議室

3 出席者

(委員) 石川博、伊藤祐寛、遠藤武人、鈴木信行、田中佑幸、鶴見弘道、平井貴美代、
古屋忠彦、矢澤ひろ子、山田千明 出席 10人/定数12人

(事務局) 森田課長、関総括課長補佐、渡辺課長補佐、後藤副主幹、平賀専門員、梶原
主事

4 審議の経過

- (1) 事務局において定数を満たしていることを確認し、開会を宣言する。
- (2) 会長あいさつ
- (3) 議長選出については、運営規程に基づき遠藤会長とする。
- (4) 議事録の署名人は、山田委員、田中委員に決定する。
- (5) 議事等の審議

5 諮問事項

第1号議案 私立幼稚園の廃止(青葉幼稚園、みだい幼稚園)について

第2号議案 山梨県私立学校の設置等の認可に係る審査基準及び山梨県学校法人の寄附
行為及び寄附行為の変更の認可に係る審査基準の一部改正について

6 議事の概要

(1) 第1号議案 私立幼稚園の廃止(青葉幼稚園、みだい幼稚園)について

委員： 今回は2つの園のお話になりますが、移行する場合に他県と比べて、本県はどのような状況なのかを簡単に教えていただきたいです。

事務局： 現段階での山梨県につきましては、新制度の移行は全国平均と比べましても移行する率が若干高いです。

他県につきましては、かなりのばらつきがございますが、京都や千葉県ですと数パーセントに留まっていますが、茨城などは70から80パーセントとかなり大台になっております。今後、他県も移行率も増えていくと考えております。

委員： メリットとデメリットの簡単なレクチャーを先生方にしたほうが良いのではないのでしょうか。

認定こども園に移行することはメリットとデメリットがあるのではないかと。

事務局： 認定こども園に移行するメリットとしましては、各県の予算、山梨県ですと

都道府県の予算に応じて私学助成が配分されるということではなく、公定価格（内閣総理大臣の定める基準により算定した費用）に応じて価格が積み上がっていくということになりますので、加算をしっかりとればしっかりとったなりに、園の収入が増えるということがございます。

加算をとって積極的に運営していこうとする園に対しては、かなり収入が多くなつてきます。これが一般的な考え方です。

デメリットという話になると、昨今、言われておりますように加算が実際にとりづらく、最初考えていた収入よりも減収になってしまうなど、事務手間も増えます。保育園の形態に近いので、今までの幼稚園の方よりも四半期ごとに運営費が払われている状況ではなく、毎月保育料が申請して支払われるという仕組みです。

それにより、人によっては10倍ほど事務の仕事が増えるというお話もあり、それに基づいて1人専門の先生が必要でしたり、配置上も人を増やさなければならないということもございます。

デメリットでいうと、移行園になるにあたっては、施設にお金をかけなければならないということで、決断の中で1番大きな判断材料になるわけです。

例えば、給食施設ですが、元々ある幼稚園さんでしたら良いのですが、施設を新たに造るという話になりますと、幼稚園児をこれから確保できるかどうか、幼稚園さんの見通しがしっかりしていないと、建物を建てたが園児が徐々に減員していくというなかで公定価格を盛っているのに、施設給付も受給できなくなるとかなりのコストです。

やはり、人口減少で特に子どもさんが減少しているなかで、園児確保と人員配置等々について、ある程度の見通しがつかないとなかなか移行できないという園が全国的にございます。

委員： 山梨県の移行は何園になりますか。

事務局： 平成28年4月時点の見通しは29園で、休園を除いた幼稚園のなかで約半数が新制度に移行するというところでございます。

その中には幼稚園形態のまま公定給付を受ける幼稚園もございしますが、認定こども園になる所も22、23園になりますので約半数と捉えていただいかまいません。

委員： 組織的に山梨私立幼稚園連合会から出ますか。

委員： 全国のほとんどの都道府県の幼稚園団体がそうですが、認定こども園は基本的にはそのまま会員資格をもっておりまして、全日本私立幼稚園連合会は個々の都道府県の会員をもって会員とするという規定になっておりますので、全国的にも組織が壊れることは今の所はないです。

認定こども園はいくつかの類型、幼保連携型認定こども園と幼稚園型・保育所型と都道府県の裁量型というのがございます。基本的には幼保連携型学校法人、社会福祉法人、宗教法人等があり、その制限がありまして、例えば、山梨県の私学教育振興会は、学校法人の幼稚園から移行した場合は問題が無いが、逆に社会福祉法人の認定

こども園は今のところは私学教育振興会に入れません。

北海道やいくつかの都道府県はすでに社福でも入れるようにしてかなり緩やかになってはいます。組織的にはこのような感じですが。

一方で様々な、実施主体が入ってきておりますので認定こども園協会の全国組織は二つで、両方に入っている例が多いですが、山梨県の私学教育振興会の場合は退職金の制度やその他の制度を一緒にもっているの、なかなかそこで退職資金の分のみ入る事はできないですから、今のところは組織として壊れないです。退職資金制度に入っている以上は、脱退はしない。

先ほどご説明のあったメリットの一つですが、認定こども園になることで、現状ですが、おそらく平成27年28年度において、山梨県の場合認定こども園に移行した園がほぼ、募集定員いっぱいに入園しております。

これは、今までに考えられなかったことで、私立幼稚園はここ10年で26年実績の定員充足率が55パーセントで、実質50パーセントをきっている状態です。

例えば、27年度の幼稚園対象児（一号認定）のみですと50パーセントをきっているが、保育園対象児を含めまして55パーセントです。

少なくとも、認定こども園に移行したことで園児は伸びており、画期的なことです。全体としては、山梨県の人口減少と子どもの減少が全く止まっていないので、この先どうなるかわかりません。

一方で、保育園からの移行が増えていて、28年度に関しては保育園からの移行のほうが多いです。話がずれるようですが、保育園は新制度が始まる27年度以前は特に甲府を中心とする国中に関していえば、定員の120から130%位入っていて、ところが新制度に移行する中で、施設整理をして定員を増やしました。認定こども園になった幼稚園が入ってきたことで、定員がかなり増えました。

この28年の4月の段階の園児募集が進んでいるわけですが、私の手元にあるのは甲府市の情報のみですが、200人近い欠員が出ており、平成26年度末までは考えられなかった事が逆におきています。

これは、私の見方ですが28年度以降、保育園は当然、保育認定した子ども（2号認定、3号認定）のみではいっぱいにならず、数少ないですが、今後は1号認定の幼稚園対象児も欲しくなります。

保育園が、こども園化する速度が上がってきますと私共、幼稚園団体としましては、危機感を先生方にお持ち頂いてその上でそれぞれの園の在り方を考えて頂きたいと思いい呼びかけているところです。

委員： 要するに答えは、限られた園児の募集の利害関係が対立しているのに、4つもの団体が同じ目的に向かっているの、必ず利害が対立する。

山私幼のような伝統的な組織や団体が決めた、いわゆる紳士協定というルールを適用しようと思っても適用から外れている団体と一緒に、利害が対立している組織とでは、どのように考えても上手くいくわけがない。それを当事者同士がどのようにする

つもりでしょうか。

委員： 実は、私学審議会は幼稚園の認可、或いは廃止に関わる審査をおこなっており、一方で幼保連携型認定こども園の審査は対象外で、本来この裏に福祉のチャンネルの方で幼保連携型認定こども園の審査がされている審査の委員会があり、向こうで審査が通り、こちらで廃止というのがある。そういう意味では、本来はそこで一定の調整がなければ同じ幼児教育をおこなう学校として、位置づけは学校教育法と認定こども園法ではあるが幼児教育をおこなう学校としては同じです。本来は、そこで調整をされるべきですが、国の制度も含めて、山梨県も、その危険性については以前の審議会でも申し上げたのですが、残念ながら制度としては基本的にあまり配慮されないまま制度化されました。

委員： しばらくは自然の市場原理に委ねて、今までの規制を緩めて幼児教育の信義則みたいなものが、動きがつかなくなるとまずいです。

そのような点は関係者で協議しながら節度をもっておこなうということでしょうね。園児は限られているわけですので、どこかが爆発的に増えてどこかが爆発的に減ってしまうというトラブルがないよう、緩やかでも良いので双方の団体に適用可能な新たなルールを作らなければ、園児募集での醜い争奪戦が起きるのは悲しい。

そのためにも、当事者が自主的なルールを決めるなりしないと、山梨の場合は、施設数は半々くらいでしょうか？旧幼稚園と認定こども園の数はどうですか？

事務局： 施設数と園児数は大体半分です。今後、施設型給付の幼稚園が増えるのか、それとも認定こども園にステップアップしていくのかというのはあります。

大体、5年位の見込みについてアンケートをとっておりますが、情勢によりこれは変わってきます。

委員： 弱肉強食の原則は市場原理に委ねると必ず起きるわけです。

戦後、数十年にわたって文科省の管轄である幼稚園と厚生省の管轄の保育園のなんともいえない争いが解決されないまま何十年も経っていて、また新しい所を創るとしても、市場原理に委ねるとかなりややこしくなるだけです。

ここで何を決めるというわけではないですが、行政が実態をよく把握した上で、この審議会でも長所と短所があって、今のところ双方が節度をもってやっているのでも上手くいっていますというような報告を審議会の都度していただかないと、現場が大変なわけで、審議会が暢気にルールの話をしてばかりでは仕方がないので、そのあたりは事務局でおねがいたします。

議題の有無は関係なく、現状でおこなわれている幼児教育や保育の問題は政治問題になっていても難しくても簡単に解決できる問題ではないのはわかっていますが、逃げてしまっただけは、いつになってもペンディングでは、子どもを持つ親が辛い思いをするだけです。

事務局： お話の内容は承知させていただきましたので、議案ということではなく適宜に、平成27年4月からの制度改正でございますので、平成28年度になれば一定の落ち着き

が出てくるとおもいますので、適宜に情報提供に努めて参りたいと思います。

これまでのところ、この制度の導入にあたっては、国のレベルでも様々な議論があったと承知はしております。また、制度全体につきましては、消費税の10パーセントへの値上げが行われた折りに、制度全体が完成するという内容になっているのも承知しております。

そのような事もありますので、現段階で今後の対応について、決めかねている幼稚園さん等もあるのではないかと聞いております。

これまで本県としましては、個々の幼稚園独自のお考えを尊重させていただきながら、適切な情報提供に努める、ということの基本として参りましたので、今後の焦点につきましては、現場においては様々な問題が起きているのは承知しておりますので適切な情報提供を引き続き努めさせていただき、冒頭でお話しさせて頂きましたとおり本審議会でも、適切な情報をもって努めて行く考えでございます。

第一号議案について全員一致で認可することが適当である旨、答申された。

(2) 第2号議案 山梨県私立学校の設置等の認可に係る審査基準及び山梨県学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に係る審査基準の一部改正について

遠藤議長：改正内容は4項目に亘りありましたが、校地の弾力化の問題、帰属収入が事業活動収入に変わることに伴って、自己評価の公表及び評価結果の父兄への報告、最後に義務教育の中の問題ですが、何か先ほどの説明でご質問等はございますでしょうか。

委員：4ページ以降の第17条の部分ですが、借用する場合は借用等と今回変更されておりますがこの変更はどのようなことなのか教えていただきたいです。

事務局：借用契約等の形で、校地を確保するケースもございますが、地上権の設定等につきましても地方自治法上認められているところもございます、それに伴う“等”というかたちでの改正をさせていただきました。

委員：借用すれば地上権が権利として持てるということでしょうか。

事務局：借用は、基本的に有償無償に従って使用貸借か賃貸借ということで、地上権の設定は物件になり、そのような関係もございまして借用という言葉のみでは言い表せないのという考えのなかで今回、整理をさせていただきたいと考えました。

委員：本県で新しい法律の改正に伴って、近未来で考えられるものはどのようなものがありますか。事業活動収入に名前が変わったことや3番目の事は皆さん既にわかっていることで、ここで出すということは新しい動きが何かあるのですか。

事務局：今回の直接の基準等の改正のきっかけは、最初に説明をさせていただいた校地の弾力化ということについて、これは度重なって文部科学省からの指導と依頼がございまし

て、それにあわせて私共も他県の状況を調べさせていただいたところです。

この際、文科省の指導の内容を受け入れて同様の改正をおこなおうとしたところが直接のきっかけでございます。

自己評価については現場指導はすでにおこなわれている所ですので、直接それが大きな影響を与えるとは考えておりませんし、学校の種別について新たに追加したからといって、今現在の所で特別な新たな話があるということを私共は承知しておりません。

最初に説明させていただいた、専修学校と各種学校の所につきましても今回新たなものにしようということで考えたものですので、この認可基準の改正をふまえて、今後新たな検討が行われるということはあろうかと思っておりますが、現在の所、具体的な事例につきましても把握していないところでございます。

委員： 将来に備えたということですね。この4月から開校する専門学校の大原は、伊藤先生が本県の代表なので折衝をお願いして、少し譲歩もしてもらい1年遅れにさせていただいたり、規模を縮小化していただいたりしましたが、今後の展望としては採算が合うかどうかはわからないところがあります。学校は赤字なのでやめますということは良くないが、大原という専門学校は過去の例を拝見すると営業実績が良いところはどんどん拡張していくが、悪いと撤退してしまう。それは、ある意味ビジネスの世界の常識ですので、とやかくいうのは違うかもしれないが、教育の現場というのは儲ければ大きくして赤字になればやめてしまおうというのは、基本的に教育の世界の常識からすると問題があるので、少々苦しいからといってすぐに撤退というのは法的に問題がなくてもいかがかなと思うので、ある種の安全を担保するというのを、変な話ですがそういうことを指導の中でやっていただく。

その後、義務教育という言葉が出てきたからですが、山梨県は人口が非常に少ないところですし、いろいろな点で恵まれている自治体とは言えませんが、時代が時代ですので小学校や中学校に新境地を開拓するところが出てこないとは限りません。その時に一番足場があるのが専門学校で資金力も豊富ですので、そのような事を考えているかどうかを聞いておいてくださいと事務局にお願いしましたよね。つまり、大原との折衝の課程で小学校や中学校のような義務教育課程に進出するつもりがあるのかどうかという点ではいかがですか。答えが出ましたか。

事務局： まず、1点目ですが今回の内容につきましても土地については長期の借用が可能ですが当然建物は自己所有でないとなりません。

大原さんにつきましては12月に現地視察していただいたところでございますが、現在のところは土地も建物も自己所有ということでお願いしております。一番心配される部分は大手といたしますか、専修学校・各種学校の設立について簡単に考えていただいて、賃貸借のような形態ですぐ入ってすぐ出るという形態で学校運営がおこなわれる事は望ましくないと考えておりますので、そのような事につきましては、今回の基準の改正につきましても土地も長期賃借で建物も自己所有ということですので、単純にこの改正によって簡単に建物と土地がなんとかでなるという性質のものではござ

いません。

おたずねの2点目、大原の関係について、12月にご審議いただいたところですが、私共で今のところ義務教育関係への進出という話については伺っておりません。

委員：折衝の段階ではこれは友好路線をいく話のようですから、私も大賛成で、追い出す政策よりも、一緒に手を携えて同じ目標に向かっていく仲間を増やして、その仲間に分たちもフィードバックしてもらって、山梨県の私学の振興を図るほうが戦略的には優れていますし、無理がなく美しいですが、美しいというのは勝手にそう思っているだけで当事者としての合意がそこにあるのかですが、その辺りの感触はいかがでしたか。

委員：今回、大原が私共の専修学校・各種学校協会に加入をしてくれました。加入をするというのが最初からの条件でして、山梨に来るのであれば加入してくれなければ困ると、その裏には勝手に科を増やす、定員を増やす、或いは撤退をする事を行えないように、少なくとも事前に私共に協議して欲しいということを念頭に話してまいりました。

最初に校舎の設計図を見たときに非常に大きな12階建ての校舎でかなりの敷地面積になるわけで、内容をみますとそれがいっぱいになるほどの定員募集はなく、半分くらいまでしか定員は入っていませんでした。そうしますと、残りの半分はどうするか。

実際に私も拝見しましたが、それなりの規模で中には体育館のこじんまりしたものですとか実習室などがありますが特にがら空きのところはありません。

しかし、上のスペースはまだまだ2、3教室は全く使われそうにないところもあります。そうすると私からも、次に何をしますかとは聞けませんので聞いてはおりませんが、可能性としてはもちろん別の何かを開くことはあると思います。

向こうもマーケティングをするでしょうから、小・中・高校の状況はよくわかっていると思いますので、急激に何か義務教育をつくろうという話では出てこないと思います。

やるとすれば専門学校の別分野という可能性がありますが、ここ数年は、まだまだ準備段階になるのではないかと思います。

委員：いずれにしろ友愛政策みたいなものは好ましい政策ですので、会に入会するというのは最低限度ですが、そうではなくて既存のライバル私学との協調路線をしっかり守っていただくようにしていく、先生は会長ですので、こんなに教室が空いているのは何か目的があるのかを聞いて、それなりに既存の学校も対策を立てないとならないので、そこはお話したほうが良いと思います。

委員：4月から会員だということで、実は色んなところでお誘いを掛けました。例えば、会合がありますので紹介しますと提案しましたが、会員になるまでは控えさせて欲しいということもありました。

この4月から会員として認可をしますので、そうしましたら様々な専門学校からも質問があると思いますし、私からも先ほどの先生がおっしゃっていた事も聞こうと考

えております。

委員： 前回もお話ししましたが、議題がなくても新たに進出した学校はそれなりの戦略を持って進出してくるので、その思惑通りの展開か、そうでないのか、どんな状況かという報告を、現在の生徒募集の状況など、行政にはその報告を求める権利があります。

報告いただいたデータを今後は、審議会で皆さんにお話して何の懸念にも及びません、或いは、こういう問題は懸念に及びますなど審議会の委員に報告してください。

本日の段階では特に収集した生徒募集のデータはないですね。

事務局： 現在はございませんが、学校ができた暁には適切な指導をおこなうべき立場にありますので、その状況につきましてはご報告させていただきたいと考えております。

委員： 是非、お願いします。

事務局： 私共、私立学校審議会の権限としますとなかなか認可や届出等もございまして難しいところもございまして。

平成25年度以来、特に大原の問題をめぐっては、何回もご審議を重ねていただいたことを私共も承知しております。

一方で私共、私学文書課におきましては私立学校の振興という役目も担っているところがございますので、そういった私立学校の状況等を審議会等に適切にご報告することが、審議全般について有益になると考えておりますので、私共からも適宜に、その状況につきましては報告させていただきたいと思ひますし、審議会を開催する折りに委員の先生方から状況について、事前にご照会いただければその時々に必要な情報につきまして、適切に出させていただきますと思ひます。

委員： 実は、幼稚園・保育園で保育士の幼稚園教育が山梨で非常に不足しておりまして、特に新制度移行以降は、今まで幼稚園は園児がどんどん減っていて教師の新陳代謝は困ったことにほとんどなかったのですが、新制度の移行にともないまして、結構大量な保育士や教諭の数の必要性に迫られまして、その手立てがつかずに非常勤を求めましたがほとんど来ず、それに懲りたもので28年度を目指して新採用をなるべく多く取ろうと努力をしていますが、なかなか来てくれません。

この場で発言すべきかは兎も角、一番大きな供給先は山梨学院短期大学で、帝京、山梨県立大学、山梨大学がありますが、本当に来てくれません。

結果的には東京を中心とする全国の人材派遣、紹介会社から新採用までも紹介を受けてやっと揃えている段階です。一方で新制度にともなって、保育士資格しかない教員と幼稚園教諭しかない教員は、この五カ年の経過措置の中で8単位取得することで相互の資格を取ることができるようになりました。

しかし、この講習を行ってくれる学校が県内には無く、どうしているかという県外の学校まで資格を取る為に行っています。通ったり、通信でスクーリングを受けたりしています。

実は、ここで大原さんに役に立っていただいている、通いやすい立川校、町田校に皆行っています。私の所の職員も大原に行きましたが、その際に甲府にもできますよ、

と大原の職員に言われたそうです。

瞬間風速的には、確かに不足しておりますが、これから長期的にそうかといわれたらわかりませんが、少なくとも現在困っているのは事実です。

委員： 保育士の養成施設校が、新たに進出しますとっているのですか？

委員： どれだけ権限のある方がいったのかわかりませんが、山梨にもできますよといってくれたそうです。

委員： 学校ができるから、それに付随してできるといっているのか。

委員： それはわかりませんが、そのような話もございました。

委員： 私が申し上げたいのは、先ほどマーケティングの話がありましたが、現状があり県内でもそのような事が起きています。ですので、例えば幼稚園団体にしても保育園の団体が認定こども園になった話等もその辺の要望を学校にも出そうとしている所で、県には前からお話ししております。

そのような事が現状ということで、専門学校は割と身軽にそのような事ができるので、我々には現実に有効なことを行っていただいています。

そういうわけで、今後もそのようなことを含めまして全体の必要性等もバランスもお考えいただければと思います。

委員： なぜ、そんなに需要があるのか。どうして応募しないのですか。

委員： 十分に調査が行き届いておりませんが、原因の一つとして皆さん東京に行ってしまいます。

委員： 東京に行ってしまうという理由は何ですか？

委員： 待遇です。

委員： 待遇が答えとしたら、今の若い子ども達、大学生、短大や専門学校生もそうですが基本的に良い職場を求めているわけですね。リスクを負ってでも大都市で生活しなければならぬ理由があるということなので、それを抑えるための努力をしなければ今後も、若者の流出は止まりませんので是非、その点の待遇を改善していただいて新しい流れを、わずかでも良い方向へともって行っていただきたい。

委員： 偶然、知り合いに板橋区の保育園に就職する方がいて、給料以外に8万2千円の家賃手当が5カ年ですが出ると伺いました。幼稚園教諭として、或いは保育士として就職した時の給料の差以上にその辺のハードルを越えられてしまっている。

以前でしたら、少々給料が高くて生活費でとられてしまえば残った方がいいという考え方でしたが、現在は違う。

それは行政が負担していて、例の待機児童対策の。ですので、私たちにはどうにもならないのです。

委員： 認定こども園でも幼保連携型と幼稚園型と二通りありますが、当園は今年度の4月より幼稚園型に移行しておこなっていく形になり、今までの幼稚園の組織形態では、例えば8クラスあれば職員が8人という形で、現在は10名の職員がいますが約倍の20名近くの動ける職員が必要となっており、要するに人数が足りない。先ほど後藤リ

ーダーからお話がありましたように加点、プラスになる、人数が達成されると園に補助が出る形態になっている。

もし、クリアされなければ、それだけ補助が減になるという形態で1年間通していても採算が合うかどうか、今までの私学文書課の補助と、様々な形の中で、どの程度の差があるのか少し不安です。

目の前に学生さんがいるのですがなかなか、こちらに来ていただけないのは現状です。先程板橋の例もでしたが、東京に行き1、2年で帰って来る方々も何人かいらっしゃるようですが、こちらで再就職という場合は一般の会社にってしまうのもつたいないと思います。

第二号議案について、全員一致で承認することが適当である旨、答申された。

以上の審議内容を明らかにするため、会長及び議事録署名人がそれぞれ署名、捺印する。

平成 年 月 日

会長 印

委員 印

委員 印